

# 誓 約 書

令和 年 月 日

福知山市長 大 橋 一 夫 様

申請者

住 所 (所在地)

名 称

氏 名 (代表者)

Tel ( ) —

自動車臨時運行許可申請に際して、下記事項を忠実に履行し違背しないことをここに誓約いたします。万一、違背した場合には、福知山市のとられる措置に対して何ら意義を申し立てません。

## 記

自動車臨時運行許可申請は、次によること。

1 申請書の提出と合わせて自動車損害賠償責任保険（共済）証明書及び自動車検査証等を呈示すること。

ただし、呈示する自動車検査証等が写しの場合には、車台番号等の写し等を合わせて呈示すること。

2 申請書の記載要領

(1) 申請書の記載は、黒又は青インクで正確に記入すること。

(2) 住所・氏名又は名称

ア 個人の場合 住所・氏名を記入すること。

イ 法人・業者の場合 所在地・名称及び代表者名を記載すること。

(3) 車 名

ニッサン・トヨタ・マツダ・ホンダ・三菱等を記入すること。

(4) 形 状

乗用車では箱型・幌型、バスではボンネット・キャブオーバ、トラックではダンプ・バン等を記入すること。

(5) 車台番号

フレームに打刻されている記号番号

(6) 運行の目的

- ア 試運転（ブレーキテスト・エンジンの調子試運転の為の運行）
- イ 回送（販売引渡し等の為の運行）
- ウ 車両検査

(7) 運行の経路

目的遂行のために要する主要経路及び地点を記入のこと。

「福知山～綾部～京都伏見区」「福知山～9号線～京都伏見区」等

(8) 運行の期間

5日以内で真に必要な日数を記入のこと。ただし、自賠責保険の最終日に運行する場合は、午後0時（正午）までとする。

3 許可基準

- (1) 申請者が当誓約書を提出した者であること。（法人・業者にあつては、本書に代表者の住民票を添付すること。）
- (2) 申請書に記載もれないこと。
- (3) 保安基準を超える場合には、陸運局の認定を受けたものであること。
- (4) 登録を受けている自動車ではないこと。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。
  - ア 自動車検査証の有効期間が満了したため、継続検査を受けようとするとき。
  - イ 登録番号標の再交付を受けようとするとき。
  - ウ 同一車両に対して継続申請の場合は、前回の許可中に運行の目的達成ができなかった正当な事由があると認められるとき。
- (5) 許可を受けた自動車以外に使用しないこと。
- (6) 偽造、変造した番号標識を使用してはならない。

4 許可証及び番号標識の返納

- (1) 有効期限満了の日を含む5日以内に返納すること。尚、返納期間が経過し遅延した場合には、返納時に返納期間経過申述書を提出すること。

5 許可証及び番号標識の紛失

- (1) 番号標識を紛失したときは、紛失した地域を管轄する警察署へ遺失届をするとともにてん末書を福知山市へ提出すること。

6 この誓約書の有効期限は、令和9年3月31日までとする。

付 則

臨時運行許可申請は、道路運送車両法の規定によるものであり、同法第35条の6等違反した者は、同法第108条により、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されることがある。